

# 2020年度 組合費・保険料早見表 (都内居住者)

(分会所属組合員用)

(2020年4月改定)

区分	法人A種	法人B種	法人C種	第1種	第2種	第3種	第4種	第5種	第6種	第7種	
	総所得 250万円超の 法人事業主	総所得 200万円超 250万以下の 法人事業主	総所得 200万円以下の 法人事業主	個人事業所 の代表者	一人親方・ 法人役員	職人 35歳以上	職人 30歳～34歳	職人 25歳～29歳	職人 20歳～24歳	職人 20歳未満	
組合費	組合費	5,275	5,275	5,275	5,275	4,975	4,575	4,575	4,575	3,675	3,675
	共済費	1,005	1,005	1,005	1,005	1,005	1,005	1,005	1,005	1,005	1,005
	せいめい共済	520	520	520	520	520	520	520	520	520	520
組合費合計		<b>6,800</b>	<b>6,800</b>	<b>6,800</b>	<b>6,800</b>	<b>6,500</b>	<b>6,100</b>	<b>6,100</b>	<b>6,100</b>	<b>5,200</b>	<b>5,200</b>
本人保険料		34,350	32,250	28,050	29,150	23,650	19,250	19,250	14,150	11,050	8,550
国保入院共済		250	250	250	250	250	250	250	250	250	250
組合費・保険料 本人合計		<b>41,400</b>	<b>39,300</b>	<b>35,100</b>	<b>36,200</b>	<b>30,400</b>	<b>25,600</b>	<b>25,600</b>	<b>20,500</b>	<b>16,500</b>	<b>14,000</b>

# (都外居住者)

(分会所属組合員用)

(2020年4月改定)

区分	法人A種	法人B種	法人C種	第1種	第2種	第3種	第4種	第5種	第6種	第7種	
	総所得 250万円超の 法人事業主	総所得 200万円超 250万以下の 法人事業主	総所得 200万円以下の 法人事業主	個人事業所 の代表者	一人親方・ 法人役員	職人 35歳以上	職人 30歳～34歳	職人 25歳～29歳	職人 20歳～24歳	職人 20歳未満	
組合費	組合費	5,275	5,275	5,275	5,275	4,975	4,575	4,575	3,675	3,675	
	共済費	1,005	1,005	1,005	1,005	1,005	1,005	1,005	1,005	1,005	
	せいめい共済	520	520	520	520	520	520	520	520	520	
組合費合計		<b>6,800</b>	<b>6,800</b>	<b>6,800</b>	<b>6,800</b>	<b>6,500</b>	<b>6,100</b>	<b>6,100</b>	<b>6,100</b>	<b>5,200</b>	<b>5,200</b>
本人保険料		36,850	34,750	30,550	31,650	26,150	21,750	21,750	16,650	12,250	9,750
国保入院共済		250	250	250	250	250	250	250	250	250	250
組合費・保険料 本人合計		<b>43,900</b>	<b>41,800</b>	<b>37,600</b>	<b>38,700</b>	<b>32,900</b>	<b>28,100</b>	<b>28,100</b>	<b>23,000</b>	<b>17,700</b>	<b>15,200</b>

扶養家族の保険料は、都内・都外共通です

扶養家族	成人男性	一般	中学生～ 高校生相当	小学生相当	幼児	乳児
保険料	23歳～59歳の 男性(学生・障 害者は除く)	成人男子・幼児 ～高校生に該 当しない扶養家 族	12歳～17歳	7歳～11歳	3歳～6歳	0歳～2歳
	<b>11,700</b>	<b>4,200</b>	<b>3,800</b>	<b>3,000</b>	<b>1,800</b>	<b>1,800</b>

加入金	初回のみ	500 円
組合費		
保険料	(本人)	
国保入院共済		
家族保険料	①	
家族保険料	②	
家族保険料	③	
家族保険料	④	
介護保険料		
その他		
その他		
合計		円

## ★☆☆注意★☆☆

・共済費は加入時年齢で決まります。60～64歳はS型(1,005円)、65歳以上はB型(505円)になります。

・65歳以上の方は、せいめい共済に加入できません。

・扶養家族が5人以上いた場合、5人目からは徴収されません。  
(4人以上の場合…『①成人男性⇒②一般⇒③中～高校生⇒④小学生⇒⑤幼児⇒⑥乳児』の順に加算)

・健康保険料は扶養家族含め、4月1日時点の満年齢で決定します。

・40歳～64歳までの国保加入者(扶養家族含)は、一人につき介護保険料  
**3,200円**が必要です。

・分会に所属しない組合員(直属組合員)の方は、組合費が**500円プラス**されます。

月分	円
月分	円
月分	円
合計	円





